

研究委員会内規

(昭和39年3月18日一部改訂)
(昭和53年3月13日一部改訂)
(平成 4年5月11日一部改訂)
(平成 6年2月15日一部改訂)
(平成18年4月13日一部改訂)

1. 本会に研究委員会を設けることができる。
2. 研究委員会は特定の主題に関する研究及び研究連絡を行うものとし、その成果は広く会員一般に周知させる方法を講ずることとする。研究委員会は委員会の運営費として会費もしくは相当額の資料費等を徴収することができる。
3. 研究委員会の設置並びに改廃は研究推進部会の提案により理事会が決定する。
4. 各研究委員会の委員は次の2種とする。
 - 一般委員
 - 委嘱委員
5. 一般会員は学会会員から公募する。一般会員から第2項の会費もしくは資料費を徴収することができる。
6. 委嘱委員は学会より委嘱し、会費を徴収しない。各研究委員会の委嘱委員はそれぞれ研究委員会を構成する人員の約30%以内とする。
7. 各研究委員会には次の役員をおく。
 - 委員長 1名
 - 幹事 若干名
 - 分科会主査 分科会ごとに1名ただし必要に応じ副委員長2名以内および分科会幹事若干名をおくことができる。
8. 役員および委嘱委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。任期は2ケ年とし学会役員の任期に準ずる。役員の交代は新理事会成立後に行い、重任はさまたげない。
9. 会費を徴収する場合は定額を定め本会計に計上する。ただし徴収会費の70%は各研究委員会の運営費、30%は研究委員会の共通経費とする。会費の額は別に定める。
10. 研究委員会の予算および決算は理事会の承認を得なければならない。事業年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。
11. この内規の改廃は研究推進部会の議を経て理事会の承認を必要とする。

付 則

1. この内規は理事会の承認により平成4年5月1日から施行する。

別 表

溶接法 研究委員会	溶接冶金 研究委員会	溶接疲労強度 研究委員会	高エネルギービーム加工 研究委員会	軽構造接合加工 研究委員会
60,000	60,000	50,000	45,000	50,000

溶接アーク物理 研究委員会	溶接構造 研究委員会	マイクロ接合 研究委員会	ソルダリング 分科会	界面接合 研究委員会
50,000	40,000	50,000	20,000	40,000